

令和3年度 いばらき宇宙ビジネス事業化実証プロジェクトにおける 宇宙ビジネスの定義等

1. 宇宙ビジネスの定義

本事業における「宇宙ビジネス」とは、次に掲げる事業をいいます。

- ①宇宙機器産業：ロケット、衛星、地上施設、これらの制御・管制に係るソフトウェア等
- ②宇宙利用サービス産業：衛星通信、観測分野、打上げサービス等
- ③宇宙関連民生機器産業：衛星放送対応テレビ、GPS 機能搭載携帯電話、カーナビゲーションシステム等
- ④ユーザー産業群：通信・放送・測位・リモートセンシング（地理情報、気象、農林業、漁業等）等
- ⑤その他宇宙に関する事業

2. 業務内容

宇宙機器（ロケット、衛星、地上施設、これらの制御・管制に係るソフトウェア等）、宇宙利用サービス（衛星通信、観測、打上サービス等）等の宇宙技術を活用した宇宙ベンチャー創出や県内の既存企業の宇宙ビジネスへの新規参入を積極的に推進します。

具体的には、これまで宇宙と関わりの少なかった県内の分野も含め、農林水産業、自動運転、環境、防災、インフラ維持管理、交通、物流、金融・保険、スポーツ、国土強靱化などの様々な分野や県内地域での新事業・新サービスの創出や既存産業の生産性向上、県内の課題の解決や県民の安全・安心で豊かな社会の実現等にご貢献する分野において、採択された宇宙ビジネスの実証を「いばらき宇宙ビジネス創造コンソーシアム」の会員企業と連携して実施します。